

小牧市の自殺の現状からみえる課題

【自殺死亡率の推移 図1】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017」

- 小牧市の自殺死亡率の推移をみると、平成21(2009)年以降増減を繰り返しており、平成28(2016)年は10.4と、愛知県・全国よりも低くなっています。(図1)
- 職業別の自殺者数では、小牧市は国や県と比べて被雇用者・勤め人や年金・雇用保険生活者の割合が高く、主婦の割合も高くなっています。(図2)
- 平成21(2009)年～平成28(2016)年までの年代別自殺者数については、40歳代の割合が最も高くなっています。(図3)

【職業別自殺者数の割合 図2】

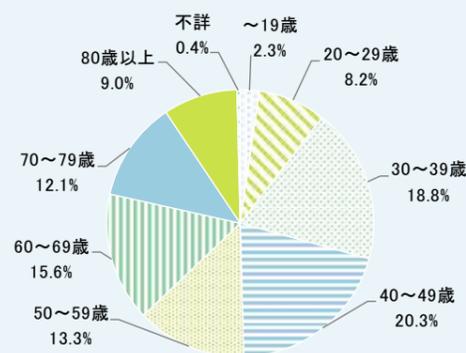
(平成21(2009)年～平成28(2016)年)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【年代別自殺者数(小牧市) 図3】

(平成21(2009)年～平成28(2016)年)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

計画の目標

自殺総合対策大綱では、自殺対策の数値目標として、2026年までに自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることとしています。本計画においても最終年度である2024年までに、平成27(2015)年の自殺死亡率23.4から24.4%以上減少させ17.7以下にすることを目標とします。

自殺死亡率の減少 (人口10万人対)	平成27 (2015)年	2022年	2024年	2026年
小牧市	23.4 (基準値)	—	17.7以下 (基準値から24.4%減)	16.4以下 (基準値から30%減)

小牧市自殺対策計画

概要版

計画策定の背景と趣旨

平成28(2016)年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、平成30(2018)年度までに都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においても、平成29(2017)年に閣議決定された国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し策定しました。

計画の位置づけ

愛知県で策定された「第3期あいち自殺対策総合計画」や本市の最上位計画である「小牧市総合計画」、「小牧市地域福祉計画」、「健康こまきいきいきプラン」、「小牧市高齢者保健福祉計画」、「小牧市子ども・子育て支援事業計画」、「小牧市障がい者計画」、「小牧市障がい福祉計画」等関係する他の計画との整合を図りながら推進します。

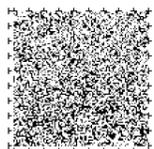
※2019年度以降は、小牧市まちづくり推進計画が本市の最上位計画となります。

計画の期間及び推進

本計画の計画期間は、2019年度から2024年度までの6年間とします。

また、計画期間中は、事業・取組みについて、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内関係部課において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組みを適宜改善等してまいります。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
小牧市自殺対策計画						見直し	次期自殺対策計画			



発行：小牧市
 編集：小牧市 健康福祉部 保健センター
 住所：〒485-0044
 愛知県小牧市常普請一丁目318番地
 電話：(0568)75-6471 F A X：(0568)75-8545



Komaki

平成31(2019)年3月
 小 牧 市



「こころ」と「いのち」を大切に、気づき、つながり、 みんなで支えあうまち こまき

重点課題

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることを市民に周知し、周りの人が気づき、支援につながるような環境づくりと、周囲の声かけや見守りなどで援助を求めやすく、早期発見、早期対応が図れるような環境づくりが必要です。
- 職場におけるメンタルヘルス対策や長時間労働の是正、ハラスメント対策など職場の環境整備について事業所等に働きかけ、心身共に健康に配慮した職場づくりが必要です。
- 子どもや青少年の自殺を防ぐため、信頼できる大人に助けの声をあげられ、SOSを出せる環境づくりが必要です。また、命を大切にす心の醸成に加え、地域ぐるみの見守り活動が重要です。
- 地域や職場で、気づき、見守る体制づくりが必要です。
- 自殺の原因や動機となる健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題、職場問題など様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、関連機関・団体と連携して取り組むことが重要です。
- 保健、医療、福祉、教育、労働等に関わる機関や市民に対して、「気づき」ができる自殺対策を支える人材の育成が必要です。
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、医療機関への受診やカウンセリング等が必要です。
- 相談先等の案内を行うとともに、後追い等が起こらないよう対策することが必要です。

基本目標1

市民一人ひとりへの周知啓発と地域での見守り体制の構築

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることを周知するとともに、家庭、職場、地域、学校等でのこころの健康づくりを推進します。
また、自分の周りで悩みを抱えている人に気づき、見守り、相談へつなげられるような環境づくり、人材の育成を推進します。

- (1) 自殺予防の大切さの啓発と周知
- (2) 自殺を防ぐ地域力の向上
- (3) 心の健康づくりの推進



基本目標2

適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、自殺の原因となりうる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やし、問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や、関係機関・団体が連携して取り組むことが必要です。
そのため自殺対策に係る人材の養成と資質の向上を目指し、適切なサービス提供ができる体制を整えます。

- (1) 地域における相談窓口とネットワークの強化
- (2) 自殺対策に係る人材の養成と資質の向上
- (3) 適切な医療と福祉サービスの提供



基本目標3

自殺未遂者の再企図防止と遺族の支援

自殺未遂者は再企図するおそれがあります。再企図を防止するため、医療の受診やカウンセリング等を勧める必要があります。
また、家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方は、その現実を受け止めていく過程で極度の悲しみや苦しみに直面せざるを得ず、極めて深刻な心理的影響を受けていわれています。自殺の更なる連鎖を防ぐため、遺された人への支援に関する対策を推進します。

- (1) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止
- (2) 遺された人への支援の充実



重点取組



生と性のカリキュラムの推進



事業所等での「こころの健康」に関する出前講座



うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議



ゲートキーパーの養成

